

# 審査基準

令和5年9月1日作成

法令名：原子力災害対策特別措置法施行令
根拠条項：第8条第1項
処分の概要：原子力緊急事態宣言の公示前における緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：徳島県知事、徳島県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行令第33条第2項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審査基準： 車両の使用者の申出を受けた県公安委員会は、当該車両が原子力災害特別措置法第26条第2項の規定において緊急事態応急対策を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 緊急事態応急対策に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 緊急事態応急対策の必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、緊急事態応急対策を実施するための車両であること。
標準処理期間：30日
申請先：徳島県公安委員会 (徳島県警察本部交通部交通規制課及び警察署交通課)
問合せ先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制係 (088-622-3101 内線5172～5174) 警察署交通課
備考：